

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年1月20日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから1月20日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから、質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

では、ヨシノさん、お願いします。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしくお願いします。

北陸電力の志賀原発についてなのですが、これは、私も最初から見ていたわけじゃないのですが、途中から拝見していて、記憶では2014年くらいから16年くらいにかけて、規制委の審査会合及び有識者会合というのが開かれて、志賀1号機の直下は活断層であって、1・2号機のタービン建屋下の断層も活断層の可能性があるという、たしか評価書をまとめて、規制委員会もそれを支持した経緯があったと思います。

ところが最近、この審査が、鉱物脈法という別の手法を使うと、いきなり600万年ぐらい前のものであるというふうに、年代がとてつもなく古くなったということなのですが、私ちょっとこのギャップにとてもついていけないのですが、委員長はどのように御覧になっているのでしょうか。

○更田委員長 今おっしゃった話は、水曜日にやっている原子力規制委員会の席上でも石渡委員から御発言があったと思うのですが、今、ヨシノさんがおっしゃった経緯は私の理解と一致をされていて、まず有識者の方々に会合を持っていただいて、サイト内にある破砕帯の活動性について報告をまとめていただいた。その報告の内容については、当時の原子力規制委員会のメンバーは、これを了承しています。

これは他のサイトについても同様ですが、その破砕帯の活動性に係る有識者会合の結果を受けて、それぞれの事業者はその活動性の有無に関する立証を個別の審査の中で行っていくと。

この破砕帯の活動性に係る有識者会合の設置の際に少し議論があったというふうに記憶をしていますが、その有識者会合の結論をそのまま許認可上の判断とするわけではなくて、実際の活動性の認定等は個別の審査で行っていくと。そこで志賀原発についても設置変更許可申請があって、審査に入っています。

審査の場合には、当然、その破砕帯の活動性に係る有識者会合の報告というのは参照されながら審査が進められていて、北陸電力はその活動性について改めて立証を進めて

いた。そして、最近、まあ、この長い期間に比べれば最近だと思いますけれども、最近になってその鉦物脈法によって立証が。鉦物脈法は極めて明確な、要するに断層を渡っている鉦物の年代推定ですので、立証としてはクリアな立証が可能な方法で、それによって北陸電力の立証の信頼性が格段と高まったと。ですから、これが石渡委員の発言につながったのだと思いますけれども、そこでその破碎帯に係る議論が、ここへ来て急に進んだという認識は、私も持っています。

この破碎帯の活動性に関して、ただ、まだ審査は続いているわけですから、その審査の部分部分について、まだ結論を出しているわけではありませんけれども、ただ、有識者会合後に得られた新たな知見によって判断が大きく変わってきたということであれば、どこかで、私たちも公開の席で議論をして、個別の判断をしていくということはあるかと思えます。

いずれにせよ、サイト内の破碎帯の活動性についても、今の設置変更許可の審査の中で議論が続いているところですので、その中で北陸電力の立証が、まあ、大きな進展を見せたというのは事実だと思っています。

○記者 恐らくそのようにお答えになられると私も思いましたが、もう一つ、やはりじっくりいかないのは、その有識者会合も日本中のそうそうたる斯界の権威が集まって、喧々囂々（けんけんごうごう）の議論をしたのを私も目の前で見ていますので、その人たちが、やはり否定できないよねと言ったものを、新しい手法が出てきたからといって全部ひっくり返ってしまうのかと。これはちょっととても疑念に思うところで、その当時のメンバーにも委員会としてお話を聞くことをしないのかというのが疑問なのですが。

○更田委員長 これはまだ委員会で議論していませんから私の考えですけど、ヨシノさん、急ぎ過ぎ。一刻も早く審査を進んでほしいとヨシノさんは思っておられるのだったら少し別ですけども、少し急ぎ過ぎですね、やはり新たな方法で北陸電力の立証が進められつつあるといっても、そこである種の、まあ審査チームとしての判断が出たら、じゃあこの有識者会合の報告書に対して、あるいは有識者の先生方に対して、どうするかという議論は、私もあると思っています。例えば、うんと昔の有識者会合ではありませんから、鉦物脈法によってこういった新しい知見が得られたのですが、そして、私たちはこういうふうな判断をしていますけど、どうでしょうかというふうに何うというプロセスは、これは自然なのかもしれません。

ただ、まだこれは委員会で議論していませんし、また、審査チームとしてもそうやって有識者の方々に諮るような形まで審査が進んでいるという報告は受けていません。

○記者 ありがとうございます。

私も別に早く進めてくれと思っているわけではありませんが、委員長のお話を聞いて安心しました。ありがとうございました。

○司会 そのほかはいかがでしょうか。

では、オオヤマさん、お願いします。

○記者 読売新聞のオオヤマです。よろしくお願いします。

今日の議題3の標準応答スペクトルの規制への取り入れに関してなのですが、もともとは事業者側に要望していたものを規制委側でつくることになって、こういった経緯になったと思うのですが、改めて、本来は事業者側で用意するものを、すべきだったというふうに思っているのですが、そのあたりについて、委員長としてどう思われているかについて伺わせてください。

○更田委員長 これは基準を改めた際の議論で、震源を特定しない地震動についても考慮をということで審査に入ったわけですが、基準策定時の議論で、新たな知見の収集も含めて事業者努力を期待するということが、一貫して申し上げてきたことであります。ですので、オオヤマさんおっしゃるように、もちろん事業者が頑張って標準応答スペクトルに相当するようなものを提案してくれてというのは好ましいわけですが、一方で、今日の委員会の中でも申し上げましたけれども、震源を特定した地震動のほうが大きくて、設計基準地震動、そちらが決められているという電力事業者にしてみると、いま一つ力が入らない。特定せずのほうが勝っているサイト、九州のサイトなどはそうだというふうに理解をしています。そうすると、そういった社については重要な問題かもしれないけれど、というところで、電力の足並みがなかなかそろわないのかなというのは思いますし、また、各社、審査の続いている社も非常に多いわけですので、各社ともに地震、津波、特に地震に係る議論を抱えていますので、そちらが優先ということになったのであろうと思っています。

いずれにしても、どちらがやるべきであるとかという議論というのは、好ましいという議論はありますけれども、ただ、一方で私たちとしては、規制庁の中でああいったものをつくることによって人も鍛えられたし、そういった観点から言えば、規制庁は規制庁として、規制委員会は規制委員会として、よい面もあったので。一般論としては事業者努力を問いつけたいとは思いますが、だからといって、特定せずの決め方が決定的に、齟齬があるというふうに受け止めているわけではありません。

○記者 ありがとうございます。

あとそれと、これまでいろいろな議論があって、結局、規制への導入にかかるのに3年ぐらいたってしまったということで、本来はバックフィットは速やかに進めるべきなのかなとは思いますが、そのあたりについてはいかがなんでしょうか。

○更田委員長 原則的に知見が確定すれば、こういった科学的な事実であるとか、科学的な理解が確定した場合には、バックフィットをかけるのは早いにこしたことはないわけですが、震源を特定せずの場合は、ずっと議論、標準応答スペクトルに関わる議論そのものが進行していたわけですし、新しい知見を確定させるための時間が含まれていますので、そういった意味で、特に時間をかけ過ぎたとか、遅かったというふうな認

識を持っていません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 そのほか。

先ほど、スズキさん、挙げられて。スズキさん、お願いします。

○記者 日本経済新聞のスズキです。

本日の議題3についてちょっと伺います。基準改正施行後、3年以内に審査に合格しないといけないということだったのですが、もし期限に間に合わない原発が出てきた際には、規制庁としてどういう対応をしていくのか、何かその点で決まっていることがあれば教えてください。

○更田委員長 これは、理屈から先に申し上げると間に合わないところが出てきたらば、これは不適合な状態が発生するわけなので、様々なやり方が考えられると思っています。事情にもよると言うところちょっと先走り過ぎだけど、基本的には、設計基準地震動というのは設置許可の中で定めているものですから、設置許可を満たさない状態が現れるという形になるので、施設の停止を命じるであるとか、かなり厳しい状態になると思っています。

ただ一方で、余りそれ現実的な議論ではないかなと思っているのは、震源を特定しない地震動に関しては、既に許可を受けているサイトというのは、留萌地震を参照してやっているのですね。今回の標準応答スペクトルにしても、その留萌地震と大きく違うものではないのですね。周波数帯によってどちらが上というところは部分部分ありますけれども。

ですので、評価のやり直しには時間は要するとは思いますがけれども、標準応答スペクトルを適用することによって基準地震動に耐えられない施設や機器が出てくるというのは、あったとしても極めて限られていると思っています。だから、そういった意味で、間に合わない設備が出てくるというのは、余り現実的ではないというふうに思っています。

○司会 そのほか、御質問ございますでしょうか。

では、フジオカさん、お願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

定例会の話題で、人形峠環境技術センターの廃止措置計画の認可について伺いたいのですが、通常原発とは違って遠心分離機などの解体が行われていくことになると思うのですが、安全上どういった観点で注視していこうというふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 一般論でお答えします、一般論の御質問だと思いますので。

原子力発電所の場合は、基本的にその燃料にピンホールが空いてとかということはある

りますけれども、それはある種、通常ではない状態であって、本来的で言えば、本来的には、施設は汚染させないで運用する施設ですから、放射化するものであるとか、僅かな汚染を生じる場所というのは出てきます。だけれども、燃料を抜いてどこかに運んでしまえば、残ったものというのは、僅かに汚染しているものと放射化したものです。

ところが加工施設とか、それから、再処理施設とかというのは、特に再処理などはわざわざ燃料を切るわけですね。加工施設も生で扱うし、それから、溶液系のものや気体のものを使うものに関しては、汚染の度合いが原子炉とは比較にならないわけです。

ですから、原子炉は一見、大きな施設ではあるけれども、解体そのものに関して言えば、加工施設や再処理施設、いわゆる燃料サイクル施設のほうがそれぞれの固有の難しさがありますので。作業量全体からすれば、それは施設の規模は、発電所は大きいから作業量が多いかもしれないですけれども、個々の作業の難しさを考えると、施設から受ける印象とは違って、加工や再処理といった燃料サイクル施設のほうが特有の難しさを抱えているものだというふうに理解をしています。

○記者 その上で、今日、議論の中で、解体と処分とは分けて考えるべきだというような御指摘もあったかと思いますが、前にこの議論をしたときも、たしか六フッ化ウランの処分について、委員長、かなりこだわっていらっしゃったと思うのですけれども、そのあたりについて、現状、こだわられている理由について伺ってもよろしいですか。

○更田委員長 六フッ化ウランに係る持論とは別の話ではありますが、六フッ化ウランに関していうと、廃止措置計画の中に六フッ化ウランの転換に係るような部分が、今後の作業の可能性があるかのように受け取れるような計画だったので、これは明確にもう作業は行わないと位置づけて、六フッ化ウランは六フッ化ウランとして譲り渡すという形にするべきではないかという意識で前回は問題を提起しました。

今回の場合は、一つ目の議題でも、まあ二つ目の議題でも似たような議論ではあるんですけど、建物や設備はすべて解体し終わりました。クリアランスを受けるものはクリアランスを受けるものとしてサイトから出て行って、残った廃棄物はきちんと容器に入れて管理施設に入っていますと。この状態になっても今の状態だと廃止計画は終わらないのですよね。ですから、単にドラム缶であるとか、金属製の容器がきちんとした建物の中に並んでいます。しかしながら、廃止措置はまだ続いていますという、常識というか、廃止措置という語感とは著しく異なる状態が現れてしまうと。

だから、解体は解体として、それから廃棄物の処分、処分というのは、これは最終的なものですから、L2なりL3なり、トレンチなり、ピットなり、あるいは、中深度なりに入るのを処分ですから。ただ、それはうんと先の話で。更に言えば、サイト解放は土壌の汚染度合いからチェックして、もうそこは原子力施設の敷地ではないと言って解放するという話です。これはまた別の話ですね。

ただ、このセットがそろわないと廃止措置の完了と言わないというのは、やはりおかしいのではないかと。解体は解体として一つ区切りをつけるべきだし、廃棄物の処分は処

分、それからサイト開放はサイト開放だという、この考え方を明確にできないものかというところで、今日のところは規制庁のほうに考え方の整理をする紙をつくってもらおうとしたというのが今日の議論の内容です。

○記者 最後にしますが、今後の議論の進め方で、委員長、もし、例えば、廃止措置に関わるものとして、何かパッケージで議論していこうだったりとか、そういうようなイメージは今お持ちだったり、どのように具体的に議論していこうというふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 今日、実は、規制庁の前田さんが心配していたけれども、もしこれを言葉の上でもきっちり整理をして、定義づけて変えようとする、場合によっては法改正の必要があるかもしれないという懸念だと思うのです、今日の前田さんは。しかも、法律に廃止措置はかくかくしかじかと書いてあると。だから、法改正となるとただ事ではなくて、大きなリソースもそこへ割かれるし、しかも法改正を急ぐような案件かという、これは解釈の問題なのにと。

ですから、まず、考え方の整理をしてもらって、法改正を伴わない形でうまく制度が運用できるようだったら、その制度の設計を考えるということもあるでしょうし、現行の制度の中でも、きちんとした位置づけペーパーを別につくっておけば、現行の制度でもやれるのだということであれば、それで進めればいいし。余り教条主義的な文書体系であるとか、法律、規則、解釈の体系にこだわった議論をして肝心の廃止措置が遅れるなどということにならないようにしたいと思いますので。

まずは考え方として、特に5人の委員並びに規制庁との間で共通理解が持てるかどうか。さらには事業者も含めて、あるいは一般も含めて、廃止措置の進め方、廃止措置の考え方ということについて、意見の違いはあってもいいのですけれども、同じ土俵で議論できるような、共通理解はこうであるというような紙をまとめてもらえればいいのではないかとこのように思っています。

○司会 先ほどワタライさん、挙げていらっしゃいましたか。ではワタライさん、お願いします。

○記者 IWJのワタライです。よろしくお願いします。

エネルギー基本計画が3年の改定時期ということでいろいろ議論されていると思うのですが、政府の有識者会議、総合資源エネルギー調査会ですか、こちらのほうでは原発の新設とか建て替えというような議論が大分盛んに行われたのではないかとこのように報道もございまして、そのことについての委員長の受け止めをお伺いできればと思うのですが。

○更田委員長 ワタライさんがおっしゃるように、私も報道には接しているのですが、その程度でありまして、更に言えば、まだ議論が始まったところだというふうに理解をしています。

では、新設ということが原子力規制委員会の仕事にどう影響を与えるかということに

ついて申し上げますと、まず、議論そのものは私たちには関係ない。推進なり、原子力事業をどうするかというのは、これは飽くまでエネ基の議論であって、経済産業省であり、資源エネルギー庁が所管している中で議論が進められていることだと思っています。

では、私たちの仕事が始まるのはどうなるかという、実際に新設するとなつて、新設の申請が出てきたら私たちの仕事になるわけですね。じゃあ、そこから仕事はゼロからスタートかという、恐らくそれはなかなかそう簡単ではなくて、今、新規制基準と呼んでいるものの議論の入り口のところで、もうこれは速記録が残っていますから繰り返しますけれども、その基準づくりの議論をするメンバーの中から新設は視野に入れるのか入れないのかという問いかけがあつて、取りあえず新設の話は置いておきましょうと、既設炉を対象に考えましょうということで議論したという経緯があります。

それから、国際的にも、米国や、イギリスもそうですけど、長年にわたってずっと新設がなくて、あるときになつて新設の議論が始まったときには規制当局がそれに備える準備をしています。多くの場合は、ダブルスタンダードを取っているケースもあります。多くというのは言い過ぎかな、ケースもあります。例えば、既設炉に求める要求の仕方と、新設に対して求める要求レベルとは異なっているという例もありますし、また、既にあるものと著しく炉型が違ふ場合には、当然、規制当局もあらかじめ備えておかないと申請に対応できない。

ただ、今、まだエネ基のほうは議論されているだけでもありますし、また、エネ基が方向を打ち出したところで、実際にそうなるまでにはリーディングタイムが非常にありますから、率直に申し上げますと、今、原子力規制委員会にとっては新設というのは全く視野にないし、新設について準備をしなければならぬと考えている状態にもありません。

○記者 一つはそういうことで報道でも明らかになつたことで、世論としては、今度は規制当局のほうに、やはりどちらかという、全体として推進のほうに流れてしまうのではないかという懸念もあるように思うのですけれども、規制当局のほうで逆に規制を厳しくするとか、言ってみれば政策的なバランスを取るといふような、そういうようなお考えというのはないのでしょうか。

○更田委員長 それはワタライさん、やっちゃいけないことなのです。逆の方向を考えていただければ分かりやすいと思いますけど、資源エネルギー庁が、おいおい、原子力規制委員会、基準をもうちょっと、こう変えろよつて言つたら、えらい騒ぎになりますよね。要するに、政策側は、推進側は規制にタッチしない。これ裏を返すと、規制側は政策側にタッチしない。お互いに独立して仕事をするというのが極めて大事な原則です。であるからこそ、原子力安全・保安院が資源エネルギー庁の一部だった。階層構造をずっと上がっていくと同じ大臣のところに行っちゃうと。そうすると、規制も推進もごっちゃになってしまうじゃないかと。これが国会で議論された非常に大きなポイントであつて、であるがために、原子力規制は三条委員会として独立したので。

ですから私たちは、政府内の他の部局からの規制に対する介入は拒み続けるし、一方、

逆に私たちは、政策側の議論に介入したりすることは決してしません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 そのほか。

じゃあ、ヒロエさん、お願いします。

○記者 共同通信のヒロエです。

人形峠の話に戻すんですけど、譲渡という言葉が出ていて、核燃料物質の譲渡、これはお金を払って処理してもらうのか、売ってお金がちょっともうかるのか、どちらなんでしょう。

○更田委員長 ごめんなさい、私、このケースがどちらかは承知していません。

○記者 55億円というのは解体費のみであって、ごみの処分と、あと譲渡の額というのがあるという話ですけど、それは結局また、もっと増えちゃうのかなと思っているんですけど。

○更田委員長 55億円という総費用の信憑性をどこまで問うかではあるのですが、例えば計画期間が延びれば当然予算は膨らみますし、一方、逆に計画期間を短縮することができれば総費用の節約にもつながるのだらうと思います。

先ほども申し上げたように、廃止措置って単にドラム缶が並んでいるだけでも廃止措置期間に数える時間帯も生じてしまって、一方でドラム缶が並んでいるだけでも人件費はかかりますので。ですから、期間と予算というのは大きな相関関係があるのだと思っています。

さらに、審査書に際してちょっと注文をつけましたけれども、廃止装置との中に解体だけで廃止措置という言葉を使っているケースもあれば、解体と廃棄物の処分を含めて廃止措置という言葉を使っているケースもあるので、その点、明確になってないということで今日の発言につながったわけですが、55億円の中には、今日質問しましたけど、事務局の説明では処分費用は入っていないと。これも当然推定のしようがないのだらうと思います。ピットやトレンチがどこに造られるかにもよりますし、それから、自前のピット、自前のトレンチなのか、それとも他社のトレンチ、ピットに入れてもらうのか、そういった議論というのはずっとあるのだらうと思いますので、処分費用が含まれていないのはうなずけるんですけども、であれば、あれは廃止措置費用ではなくて解体費用だというふうに表示するべきであるというふうに思います。

○記者 市民としては、総費用はどれぐらいなのかなというのは気になったなと思いました。

それと、2,300トンという量については、これはほかの施設と比べても大きい、少ないと言ったら、大体どれぐらいの処分の量なのでしょう。

○更田委員長 それほどトン数で言えば多いわけではないと思いますけれども、ただ、加工施設から出る廃棄物ですので、私たちの仕事につなげて考えると、ウラン廃棄物の処

分に係る議論を私たちのほうできっちり進めておく必要があるというのは特徴です。

○記者 すみません、あと1点、どういう企業が譲渡先というふうに見えるのでしょうか。

○更田委員長 これは幾らでもあると思いますけど、国内というよりは、むしろイメージとしては海外なのかなとも思います。燃料加工、ウラン燃料の加工事業を行っているところであれば、譲受けを受ける施設であるとか、能力のあるところは幾つもあると思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

では、フクオカさん、お願いします。

○記者 日本経済新聞のフクオカです。

議題2と議題3、1点ずつお伺いしたいんですけど、まず議第2について、委員長がIAEAのIRRSについて、勧告であって指示や命令じゃないから従う必要はないみたいな趣旨の発言をされていたかと思うんですけど、これはどういった意図でそういうことをおっしゃって、勧告の内容に何か不満とか問題があるのかなと思ったんですけど。

○更田委員長 ちょっと余計なことを言って話を広げるのはやめておこうと思いますけれども、IRRSミッションというのは、最後のSはサービスであって、IAEAが各国からの依頼を受けて、じゃあ、おたくの規制がどうなってるか見てあげようということで、IAEAの事務局と各国からの経験者でチームを組んで、それでレビューしてくださると。

仕組みとしては、まず自己評価書というものを提出します。これは膨大な資料ではあるんですけど、原子力規制委員会の場合も自己評価書というものを提出して、それを読み込んだ上でミッションがやってきて、私たちとの間の対面での議論、インタビューを通じて彼らの勧告というのをつくっていきます。ですから、この構造ですので、勧告のかなりの部分は自己評価書で、我々はこれが問題だと思っているんですけどというのは勧告されるケースがあって、それはミッションを受ける規制当局が勧告して欲しいようなものも、率直なところ入っているんですね。そういったものと、それから、そうでないもの、え、こんなところを指摘されちゃうのというのと、比率は分かりませんが両方あるのはそうです。

これは今、各国の規制当局の間でも話題なのですけれども、IRRSミッションの指摘の中には極めて細かいものが入っていたりするんですね。すごく率直に言うと、それは分かるけど、それを今言わんでもというようなものがあるのは事実なんです。

じゃあ、今、このサイト解放の勧告について申し上げますと、確かに指摘はごもっともなんだけど、今、急ぐようなものでもないんですね。私は、勧告だから従う必要がないと言ったわけでは決してなくて、ただ、命令でも指示でもない、これは明確です。ですので、私たちはIAEAの指示を受ける立場ではありませんし、レギュレートされているわ

けでもない。ですから、勧告は尊重していますけれども、それを速やかに大きな資源を投入して解決させるか、それとも自分たちの仕事として、より大事なことをまずきちんとやろうと考えるか、この裁量は規制委員会にあるのだというふうに理解をしています。それが発言の趣旨であります。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

もう一点、議題の3に関して、解釈の変更案について、何か標準応答スペクトルを書き込むことにお一人だけ反対していたかと思うのですが、委員長の持たれた違和感にほかの委員も同意していた部分はあったかと思うのですが、恐らく何か委員長のおっしゃりぶりだと、その規制庁がつくった何らかの報告書とかそういったもののナンバリングがちゃんとされていなくて、それを規則上引用したりするのが難しくなっているという問題が背景にあるように見えたのですが、その辺、改善していく必要性というのはないのでしょうか。

○更田委員長 私は改善する必要があると思うから反対票になったわけですが、まあ4対1で負けちゃいましたけれども。例えば、規則とか規則の解釈には、特に標準応答スペクトルであるとか震源を特定しないような地震動みたいに、別に上に行くばかりではないですけど、今後も改善をしようとするべき分野について、余り個別の特定の具体的な値を解釈に書き込むというのは、好ましくないと考えています。プラント側にしたって、例えば温度とか圧力とか、あるいは寸法とかを解釈に書き込むわけでは決してないのですね。ただ、これこれに耐えるようなというので、その仕様については、ケースによっては電気協会がつくっているJEACであるとかJISであるとか、そういったものを引用する形を取っていて、標準応答スペクトルだってまだまだ研究の余地はあって、標準応答スペクトル策定の際に距離減衰に関してもいろんな議論がありましたし。

ですから、知見は常に新しくなって行って、その知見を積み上げる努力をするべきだというシグナルを発信しているのに、一旦これで標準応答スペクトルが定義できたねとなると、その具体的な値を解釈に書き込んでしまうということに私は抵抗があったものですから、次善の策としては、研究論文なり、明確に位置づけられた文書に記して、それを引用する形で解釈を表現することができれば、よりスマートであるなというふうに、すっきりするなというふうに思ったんですけども。しかしながら、何月何日の第何回委員会の別紙の資料をなどという引用の仕方をするわけにはいきませんし、文書体系でその文書の位置づけに応じたナンバリングみたいなものというのは、今後も整備を進めていかなければならないと考えていましたので、そういった意味で今回の解釈の書き方、私としては多少不本意な形になりましたけれども、これは文書体系がより改善されれば解決できる部分というのが結構あるのだろうなというふうに思っています。

ただ、今日はまあ、余り明確な指示を規制庁のほうにしたわけではありませんし、多分そこで総務課長はビクビクしているのじゃないかと思うのですが、もう少し規制委員会で議論を続けて、規制庁に指示を出すにしても、明確な指示を出せる形になるまで

議論を続けるべきだというふうに思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

はい、では、フルサワさん。

○記者 電気新聞のフルサワです。

議題の2で再度確認なのですが、本日の指示だと、サイト解放と廃止措置の終了というのが、今の段階だと曖昧になっているということですか。つまり、同じものなのか違うものを指しているのか。

○更田委員長 今の中で言うと、廃止措置の終了とサイト解放とが一致しているのだと思います。言い換えると、解体は済んでいるのに土壌であるとか地面のほうで解決していないから、廃止措置は終了していないという状態になるのだと。ですから、そうではなくて、解体の終了と廃棄物の処分と、それから地べたの、サイトの解放とは切り分けて整理できるようにしたほうが、そのサイトの状態をより明確に表現することができるので、そのほうが好ましいと私は思っています。

○記者 そうすると、廃止措置を、例えば解体が終わった段階で、廃止措置の終了とするとかというようなことになるんですか。そうではないと。

○更田委員長 今おっしゃるようにしようとすると、恐らくですけど法律の改正が必要になってくると思います。ですから、これがその法改正をしてまで急ぐ必要があるということであればそういうふうになるわけですけど、これは私の考えですけど、今そういう段階にあるとは思ってなくて、むしろ廃止措置が速やかに順調に進んでくれるように、また、そのサイトの状態をきちんと表現できるように私たちのその表現ぶりを整理してやることのほうがまず先だと思っています。

○記者 あともう一つ、複数の原子力施設とかプラントがある場合に、部分的なサイト開放などがあり得るのかというような話も出たと思うのですが、それは可能なんですかね。

○更田委員長 させてくれという話があれば、敷地境界の変更という形であるのかもしれないですけど、恐らく現実的ではないと思います。ただ、研究機関や大学等だったら、場合によってはあるのかもしれないけど、極めてレアなケースではあろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。